

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第1回宮城県仙台中央警察署協議会
開 催 日 時	令和7年2月26日（水） 午後3時00分から 午後4時20分まで
開 催 場 所	仙台中央警察署5階大会議室
出 席 者 等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～ 会 長 松坂 信 副会長 渡邊 博之 委 員 今中 美恵 委 員 古山 健造 委 員 齋藤 利威 委 員 鈴木 邦子 委 員 丹野 啓子 委 員 伊藤 博司 ・ 欠席委員～ 委 員 大村 仁 委 員 菅原 克枝 <p>2 警察署側 署長 副署長 会計官 刑事官 会計課長 警務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 刑事第一課長 刑事第二課長 交通課長 警備課長 少年健全育成官 国分町交番所長</p>
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

議 事 概 要	<p>1 報告・協議事項</p> <p>(1) 管内の治安情勢等について 署長から、令和6年中における刑法犯認知件数や交通事故の発生状況等について説明がなされた後、令和7年上半期の管内のイベント等の開催予定について報告がなされた。</p> <p>(2) 速度取締り指針について 交通課長から、仙台中央警察署における重点エリアの設定等について説明がなされた。</p> <p>(3) 相談及び苦情の取扱状況等について 警務課長から、相談及び苦情の定義等について説明がなされた後、令和6年中の相談及び苦情の取扱状況について説明がなされた。</p> <p>(4) 警察官募集活動の推進状況等について 警務課長から、令和6年度の宮城県警察官採用試験の実施結果について説明がなされた後、警察官募集活動の推進状況等について説明がなされた。</p> <p>2 意見・要望等</p> <p>委 員：カスタマーハラスメントがメディアで取り上げられるようになってからは、そのような行為は減少しているが、どうしてもない場合には通報するので対応願いたい。</p> <p>地 域 課 長：近年、カスタマーハラスメントが社会問題化し、その一部については暴行、脅迫、強要等の犯罪に発展するおそれがあることから、そのような場合には、犯罪の被害に遭われる前に、遠慮なく警察へ通報していただきたい。</p> <p>委 員：管外の事案であるが、運送業者に紛した服装でビル内に立ち入り、入居者の留守を確認しているような不審者の目撃情報があったことから、当署管内においても警戒が必要と認められるため、このような者に会った際の対応を教示願いたい。</p> <p>地 域 課 長：まずは貴重な情報を提供していただき、感謝申し上げます。</p>
---------	---

当署管内には、複数のテナントが入居していたり、比較的出入りが自由なビルなどが多数所在していることから、管内でも警戒が必要と認められるため、委員からの情報を共有し、そのような手口の不審者がいるとの視点でパトロールを強化してまいりたい。

また、そのような不審者を目撃した場合には、警察に通報していただくとともに、可能であれば、不審者の人着や車両の特徴等も教えていただきたい。

ただし、身の安全が第一であり、不審者に話しかけて自ら応対したりせず、警察官が到着するまでの間、安全な場所を確保した上で、可能な範囲での協力をいただきたい。

委員：配偶者からのDVから逃れるために離婚したにもかかわらず、元配偶者のつきまとい等に困っている方達もおり、そのような方達をもっと安心して相談したり対応を依頼できるようお願いしたい。

生活安全課長：警察においてDV相談を受けた場合には、

- 加害者の検挙、あるいは指導・警告
- 被害を自ら防止するための措置の教示
- 住所などを知られないようにするための措置

などを行っているほか、仙台市を始めとする関係機関と連携した対応を図るなど、被害者等の安全を最優先とした措置を執っている。

また、被害者が地方裁判所に申立てを行うことで、被害者等に対するつきまとい等を禁止する保護命令というものが発令される制度などもあるほか、DV対応以外にも、御質問のようなケースにおいては、ストーカー行為として対応することも可能であると考えられ、裁判所の保護命令と同じように、警察本部長等からつきまとい等をしないよう命令することもできる。

DV、あるいはストーカー行為にお困りの方がいる場合には、自身や子供などの生命、身体を守ることを第一に考えていただき、警察以外の相談窓口や各種支援制度もあることから、まずは、警察に対し、早めに相談をしていただきたい。

委員：DV被害者が相談をする際、女性警察官の方が相談しやすいという話を聞いたが、そのような対応を配慮願いたい。

生活安全課長：担当する生活安全係には女性警察官も配置されていることから、被害者に寄り添い要望に応えることができるよう、適切に対応していく。

委員：亀岡地区はアパートが乱立し、2月からは32部屋あるシェアハウスが稼働しているほか、4月からは160部屋あるアパートも稼働する予定である。

その中には、外国人の方々が多数居住するボーダレスハウスもあり、様々な国の方が住んでいるが、言葉も通じず文化の違いもあるほか、管理人が平日の日中帯しかおらず、オーナーが県外に住んでいるケースもあり、今後、様々な面で警察にお世話になる機会も予想されることから対応願う。

署長：亀岡地区は地下鉄開業の影響や、中心部と比べて住居がリーズナブルなこともあり、外国人の方が増えた一面も考えられる。

亀岡駐在所は日中帯勤務であるが、夜間は大町交番や自動車警ら係等のパトカーで警戒活動を実施しており、事案等が発生した際は直ぐに駆けつける体制を整えていることから、安心して生活していただくとともに、何かあった際や困り事がある場合は通報や相談をしていただきたい。

委員：市民センターで毎年中学生の職場体験を行ったり、大学生のインターンシップ等を実施しているが、将来警察官になりたいという中学生を管内の交番に連れて行ったところ、見学や写真撮影のほか、採用試験に向けたアドバイスもいただき、本人もモチベーションが上がったと申し立てており、感謝申し上げます。

委員：若い世代から闇バイトに関する相談はあるか。

署長：具体的な相談はないが、全国的に拠点があることから、端緒を逃さず、若者を加担させないための未然防止に向けた取組を推進してまいりたい。

委員：管内の大型ショッピング施設であるイオンの閉店に伴う解体工事が始まるが、警察で対応することはあるのか。

地域課長：当該施設については2月28日に閉店予定であると同件事情から、警察としても、店舗従業員の方や警備員の方等と連携を図り、雑踏事故防止に努めてまいりたい。